

栃木市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表します。

令和5年1月12日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 古澤 ちい子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の期間 令和3年9月6日から令和3年12月16日まで
- 3 監査の対象 経営管理部
- 4 措置の内容 次のとおり

監査対象	経営管理部
監査結果報告日	令和 4年 1月17日付け 栃市監第52号
措置結果通知日	令和 4年12月26日付け 栃市総第192号
監査結果	<p>意見事項（契約検査課）</p> <p>(2) ソフトウェアの使用許諾契約の事務手続について</p> <p>近年、地方公共団体の事務処理については、情報処理システム等のソフトウェアの活用が図られており、事業者との間でソフトウェアの使用許諾契約が普及しているところである。本市においても、多くの課でソフトウェア使用許諾契約を締結しているが、執行伺い、見積徴取、契約締結及び履行開始を全て4月1日付けで行っている事案が散見される。</p> <p>ソフトウェア使用許諾契約は、商慣習上一日も途切れることなく履行期間が継続することが必要で、4月1日から履行開始されなければならない性質のものであることは確かであるものの、一連の契約事務をすべて4月1日付けで行うことは、過度な事務の集中を招くとともに、日付を遡及せざるを得ないなど不適切な事務処理を誘発するリスクが一般的に懸念される場所である。</p> <p>このような契約は、本来であれば、複数年度にわたる契約として債務負担行為を設定することが望ましいものと思料するが、このことに関しては、行政運営の安定性等を図る観点から、ソフトウェアの使用許諾契約を長期継続契約とする場合の考え方が総務省より示されている（令和2年12月22日付け総行行第307号自治行政局行政課長通知）ため、これらを踏まえながら、契約関係所管課においてソフトウェア使用許諾契約の契約事務手続に関するルールづくりを検討することが望まれる。</p> <p>本市におけるソフトウェア使用許諾契約において、適正かつ効率的な契約事務手続を確保することに資するため意見するものであり、参考にされたい。</p>
措置内容	<p>令和2年12月22日付け総行行第307号自治行政局行政課長通知の趣旨を踏まえ、ソフトウェアの使用許諾契約を長期継続契約として締結できるよう、栃木市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則を令和4年12月22日付けで公布し、同日施行しました。</p> <p>また、栃木市入札・契約事務ガイドラインも併せて改訂しましたので、今後庁内周知を図ってまいります。</p>